

資料編

1 近年の障がい者をめぐる国の動き

平成 26 年 1 月の障害者権利条約の批准・締結後、令和 4 年 9 月に第 1 回日本政府報告審査を踏まえた障害者権利委員会の総括所見が公表されました。そこでは条約締結以降、我が国が条約を履行するうえで進めてきた法的措置や取組（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法の施行、障害者差別解消法の改正、障害者雇用促進法改正、第 4 次障害者基本計画の策定等）について肯定的な評価が明記されました。

一方で、障がい者の保護に関するすべての法政策と障害者権利条約の調和や政策意思決定過程における障害者団体との協議及び協力の確保などの一般的原則や、あらゆる分野における合理的配慮の確保、障がい者の脱施設化及び自立生活支援、ジェンダー視点の主流化等、多岐にわたる事項についての勧告がありました。

これらの勧告を受けて、次回（令和 10 年）の第 2 回政府報告の提出までに、引き続き障がい者に関する施策が見直しされていきます。

令和 3 年には「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がい者を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が改正されました。そこでは障害の程度に応じて適切な支援を行う「合理的配慮の提供」が強調されました。障がい者への合理的配慮の提供は、従来、国や自治体のみに対するものでしたが、令和 6 年 4 月からは企業においても同様に合理的配慮義務が求められることとなりました。

令和 4 年には「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正されました。障害特性により長時間の勤務が困難な障がい者の雇用機会の拡大のために、国や地方自治体、事業所に対する法定雇用率に身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に加え、週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満の短時間で働く重度の障がい者や精神障がい者についても実雇用率に算定することとなりました。また、事業主の責務として障がい者の職業能力の開発及び向上が含まれることが明確化され、事業所における責務が強調されました。

令和 5 年に策定された国の「第 5 次障害者基本計画」は、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去することを基本理念とし、「第 4 次障害者基本計画」で示された柱を踏襲しながらも、計画の横断的な視点として「共生社会の実現に資する取組の推進」ならびに「アクセシビリティ向上に資する新技術の利活用の推進」が追加されました。

2 障がい者施策の経過

年表

平成 23 年

改正障害者基本法 施行

平成 24 年

第2期総社市障がい者計画 策定

第3期総社市障がい福祉計画 策定

平成 25 年

国「第3次障害者基本計画」策定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(障害者総合支援法) 施行

平成 26 年

障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)批准

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律 施行

平成 27 年

第4期総社市障がい福祉計画 策定

難病の患者に対する医療等に関する法律 施行

平成 28 年

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 施行

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部施行
(障害者に対する差別の禁止, 合理的配慮の提供義務)

発達障害者支援法 改正

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正

平成 29 年

国「第3次障害者基本計画」見直し



平成 30 年

国「第4次障害者基本計画」策定
第3期総社市障がい者計画 策定
第5期総社市障がい福祉計画 策定
第1期総社市障がい児福祉計画 策定

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正

共生社会の実現，社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し，全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

障害のある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や，参加・創造できるための環境整備や支援を促進する。

令和元年

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正

障害のある人の雇用の促進するため，短時間労働者の雇入れ及び継続雇用の支援，国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずる。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律

成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図る。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

視覚障害者等の読書環境の整備を総合的に進める。

令和2年

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

地域住民の複合化・複雑化支援ニーズに対応するための包括的な支援体制の整備を行う，新たな事業及びその財政支援等の規定を創設する。

令和3年

第6期総社市障がい福祉計画 策定
第2期総社市障がい児福祉計画 策定

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律

これまで「努力義務」となっていた民間事業者における「合理的配慮の提供」を「法的義務」とする（令和6年4月1日施行）。

令和4年

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の一部改正

障害者等の希望する生活を実現させるために、障害者等の地域生活や就労ニーズに対する支援，障害者雇用の質の向上の推進，精神障害者や難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する支援や適切な医療体制の整備等を行う。

障害者の雇用の促進等に関する法律の改正

事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化，週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満で働く重度の障害者や精神障害者の実雇用率への算定による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進，企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上等を行う。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する。

令和5年

国「第5次障害者基本計画」策定

横断的視点として「共生社会の実現に資する取組の推進」ならびに「アクセシビリティ向上に資する新技術の利活用の推進」を追加

令和6年

第4期総社市障がい者計画 策定
第7期総社市障がい福祉計画 策定
第3期総社市障がい児福祉計画 策定

3 障がい者施策に関する主な法律, 条約

(1) 障害者権利条約の批准

わが国は、平成 26 年 1 月 20 日に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准しました。この条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定しています。このことにより、日本において、障がい者の権利の実現に向けた取組が一層強化され、人権尊重についての国際協力が促進されることとなります。なお、以下に述べる「障害者基本法の改正」、「障害者総合支援法の施行」、「障害者差別解消法の施行」、「障害者虐待防止法の施行」等は障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環と位置づけられます。

令和 4 年 9 月には第 1 回政府報告書審査を踏まえた障害者権利委員会の総括所見が公表され、我が国の上記の立法措置や取組について肯定的に評価する一方で、一般原則や個別の管理についての勧告がなされました。

(2) 障害者基本法の改正

「障害者基本法」は障がい者施策の基本となる法律です。この法律は平成 23 年に見直され、8 月 5 日に公布、施行されました。改正により、すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すこと」が明記されました。

(3) 障害者総合支援法

平成 18 年 4 月に福祉施設や事業体系を抜本的に見直し、障がい者の就労支援の強化、支給決定の仕組みの明確化、安定的な財源の確保を図る「障害者自立支援法」が施行されました。平成 25 年 4 月には障がい者の定義に難病等を加えるとともに、個々のニーズに基づいた地域生活支援体制を整備するための見直しが行われ、名称も「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」と改められました。

令和 4 年 12 月に同法は改正され、障がい者の希望する生活を実現するために、地域生活や就労支援の強化、適切な医療の充実を図ること等が盛り込まれました。

(4) 障害者差別解消法

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立（平成 28 年 4 月 1 日施行）しました。これは、障害者基本法第 4 条に基本原則として規定された「差別の禁止」をより具体的に規定し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めたものであり、「障害を理由とする差別的取扱いの禁止」、「障害のある人に対する「合理的配慮」の不提供の禁止」、「差別の解消につながるような啓発や情報収集」などが規定されています。

令和 3 年 5 月に同法は改正され（令和 6 年 4 月 1 日施行）、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。

(5) 障害者虐待防止法の施行

平成 23 年 6 月に「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、障がい者虐待の防止のための法整備が図られました。これにより、平成 24 年 10 月 1 日から、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務が課されました。また、虐待の防止や対応の窓口となる市町村障害者虐待防止センターや県障害者権利擁護センターが設置されています。

(6) 障害者雇用促進法の改正

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正され、身体障がい者、知的障がい者に加え、精神障がい者についても雇用が義務となり、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えるとともに（平成 30 年 4 月 1 日施行）、雇用の分野における障がい者に対する差別的取扱いの禁止や、事業主に対し、過重な負担を及ぼさない範囲で、障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講ずることが義務付けられました。（平成 28 年 4 月 1 日施行）

令和 4 年の改正では、障害特性により長時間の勤務が困難な障がい者の雇用機会の拡大の観点から、週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満の短時間で働く重度の障がい者や精神障がい者についても実雇用率に算定されることとなりました。また、事業主の責務として障がい者の職業能力の開発及び向上が含まれることが明確化されました。

(7) 障害者優先調達推進法の施行

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が平成 24 年6月に成立（平成 25 年4月1日施行）し、国や地方公共団体等は物品や役務の調達にあたって、障がい者就労施設等から優先的に調達するよう努めるとともに、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達目標を定めた調達方針を作成し、当該年度の終了後、物品等の調達実績を公表することとなりました。

また、国や独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるにあたって、法定障がい者雇用率を満たしている事業者に配慮するなど、障がい者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努め、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて要な措置を講ずるよう努めることとされました。

(8) 合理的配慮

「合理的配慮」とは、「障害者差別解消法」において用いられる概念であり、社会生活を営むうえで必要な支援や配慮を受ける権利を保障するものです。

雇用や教育、公共サービスなどの場面で、障害のある人が何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。その際には障害の程度や状況に応じて、個々の事情を踏まえながら支援や配慮を行います。

令和4年の「障害者差別解消法」の改正においては、それまで努力義務であった事業所における「合理的配慮の提供」が義務化されました。

4 総社市障害者施策推進協議会名簿

区分	役職名	氏名	備考
関係行政機関の職員	岡山県倉敷児童相談所 所長	薬師寺 真	
	岡山県備中保健所 所長	則安 俊昭	
	倉敷中央公共職業安定所総社出張所 出張所長	藤本 善久	
	岡山県立倉敷まきび支援学校 校長	梶谷 淳子	
	総社市教育委員会 教育長	久山 延司	
障がい者及び 福祉関係従事者	総社市社会福祉協議会 会長	風早 昱源	副会長
	総社市民生委員児童委員協議会 会長	川田 一馬	
	総社市身体障害者福祉協会 会長	板谷 修二	
	総社市地域自立支援協議会 会長	小原 章弘	
	障がい児関係団体	石川 佳代子	
学識経験者	岡山県立大学保健福祉学部 現代福祉学科 准教授	大倉 高志	会長
	吉備医師会 会長	平川 秀三	

5 総社市障がい者千五百人雇用推進条例

平成23年12月19日

条例第22号

改正 平成25年3月25日条例第17号

平成29年9月7日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、障がい者千五百人雇用の推進に関し、基本理念を定め、市、事業主、商工会議所等(以下「事業主団体」という。)の果たすべき責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めてこれを推進し、障がい者をはじめすべての市民が生きがいを感じながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 障がい者千五百人雇用の実現のための雇用の促進と就労の支援は、障がい者が働く権利と義務を持ち、その個性や意欲に応じて能力を発揮し、社会を構成する一員として社会経済活動に参加する機会が与えられ、かつ、健康で安心な生活を享受できるものでなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、障がい者の雇用の促進と就労の支援を国、県、事業主、事業主団体及び民間の団体と協力して実施するものとする。

- 2 市は、積極的に公共施設等のバリアフリー化を推進するものとする。
- 3 市は、自ら率先して障がい者の雇用に努めるものとする。
- 4 市は、障がい者の雇用の促進と就労の支援に取り組む過程で生じる課題及び就労状況の分析を行い、必要に応じて適当な措置を講ずるものとする。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、障がい者一人ひとりの特性について理解を深め、その特性に配慮した雇用管理、施設・設備の新築、改修及びバリアフリー化並びに災害時の避難対応を行うなど、障がい者が働きやすい職場環境を整備し、障がい者の雇用の拡大に努めるものとする。

(市と関係がある事業主の責務)

第5条 市と契約を締結し、市の補助金の交付を受け、又は市の公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。)について指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)の指定を受け、若しくは指定を受けようとする事業主は、市税その他の貴重な財源で賄われる契約代金若しくは補助金を受領し、又は市の事務及び事業の一部を担うことから、その事業活動を通じて市の施策の実施に協力する責務を有するものであって、その雇用する労働者の数に対する障がい者である労働者の数の割合を高めるよう、進んで障がい者の雇用に努めなければならない。

(事業主団体の責務)

第6条 事業主団体は、その構成員である事業主に対し、障がい者の雇用の促進のために必要な情報の提供及び助言に努めなければならない。

(市民の役割)

第7条 市民は、障がい者の特性の理解を深めるとともに、市が実施する障がい者の雇用促進と就労支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(特例子会社設立の支援)

第8条 市は、事業主が行う障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「法」という。)第44条第1項に規定する子会社の設立に当たって支援を行うものとする。

(就業及び生活上の支援)

第9条 市は、法第34条に規定する障害者就業・生活支援センター、総社市社会福祉協議会その他関係機関と連携して、障がい者が職業生活における自立を図るための就業の支援及び就業に伴い必要となる日常生活又は社会生活上の支援に努めるものとする。

- 2 市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第15項に規定する共同生活援助を市内で実施する事業者に対し、支援を行うものとする。

(障がい者支援施設等からの物品の買入れ等)

第10条 市は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）の趣旨に鑑み、障がい者支援施設等（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所をいう。以下同じ。）において生産活動に従事する障がい者の就労の支援のため、自ら率先して障がい者支援施設等から物品を買入れ、又は役務の提供を受けるとともに、事業主に対して同様の措置を講ずるよう要請するものとする。

- 2 市は、障がい者の雇用に積極的に取り組んでいると認める事業主に対して、市等との契約に当たって、一定の条件を定めて、有利な取り扱いをすることができるとする。

(啓発活動の実施)

第11条 市は、国、県、事業主団体及び民間の団体と協力して障がい者の雇用と就労、施設のバリアフリー化に関し、事業主及び市民の理解を深めるための啓発活動を行うものとする。

(顕彰)

第12条 市は、障がい者の雇用に関し、特に優れた取り組みをした事業主の顕彰を行うものとする。

(障がい者千五百人雇用委員会の設置)

第13条 市長は、障がい者の雇用の場の創設及び拡充、障がい者の雇用促進と就労の安定化を目指し、必要な助言、提言を得るため、総社市障がい者千五百人雇用委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、20人以内とする。
- 3 委員は、委員会の目的に賛同し、目的の達成を担う一員として積極的に活動する団体・機関等に所属する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 市長は、特に必要があると認めるときは、委員会に有識者等を委員として参画させることができる。

(その他)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の一部改正)

- 2 総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年総社市条例第35号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(検討)

- 3 市長は、この条例の施行後5年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成25年3月25日条例第17号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条、第4条及び第5条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月7日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年総社市条例第35号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

第4期総社市障がい者計画
(第7期総社市障がい福祉計画・第3期総社市障がい児福祉計画)

令和6年3月

編集・発行

〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号

総社市保健福祉部福祉課

TEL 0866-92-8269

総社市教育部こども夢づくり課

TEL 0866-92-8265